

令和 7 年第 3 回本巣市議会定例会議事日程（第 1 号）

令和 7 年 5 月 28 日（水曜日）午前 9 時 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（本巣市税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 5 報告第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（本巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 6 報告第 7 号 令和 6 年度本巣市一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第 7 報告第 8 号 令和 6 年度本巣市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 8 報告第 9 号 令和 6 年度本巣市企業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 9 報告第 10 号 令和 6 年度本巣市水道事業会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第 10 議案第 42 号 物品売買契約の締結について（児童生徒用 G I G A スクール端末）
- 日程第 11 議案第 43 号 根尾東辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第 12 議案第 44 号 令和 7 年度本巣市一般会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 13 議案第 45 号 令和 7 年度本巣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 14 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16 名）

1 番	吉 村 知 浩	2 番	高 橋 知 子
3 番	瀬 川 照 司	4 番	飯 尾 龍 也
5 番	片 岡 孝 一	6 番	高 橋 時 男
7 番	寺 町 茂	8 番	澤 村 均
9 番	高 橋 勇 樹	10 番	今 枝 和 子
11 番	高 田 浩 視	12 番	河 村 志 信
13 番	鏑 本 規 之	14 番	臼 井 悦 子
15 番	道 下 和 茂	16 番	大 西 徳三郎

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市 長	藤 原 勉	副 市 長	谷 口 博 文
教 育 長	川 治 秀 輝	総 務 部 長	村 澤 勲
企 画 部 長	林 玲 一	市 民 部 長	加 納 正 康
健康福祉部長	林 晃 弘	産業経済部長	瀬 川 清 泰
都市建設部長	高 橋 君 治	水道環境部長	青 木 竜 治
教育委員会 事 務 局 長	高 木 孝 人	会 計 管 理 者	磯 部 千 恵 子

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	大久保 守 康	議 会 書 記	大 西 貞 充
議 会 書 記	廣 瀬 知 倫	議 会 書 記	内 木 雅 浩

開会の宣告

○議長（道下和茂君）

ただいまから令和7年第3回本巣市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（道下和茂君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号2番 高橋知子議員と3番 瀬川照司議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（道下和茂君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月24日までの28日間とし、5月29日から6月11日、6月14日から6月23日までを休会にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、先ほど申し述べたとおりとすることに決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（道下和茂君）

日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、私より報告をいたします。

それでは、会議につきまして報告させていただきます。

最初に、東海市議会議長会の第108回定期総会が4月17日に豊田市の名鉄トヨタホテルで開催され、出席しましたので御報告をいたします。

会議は、会務報告について報告を受け、続いて議案審議に入り、各県から提出された議案4件並びに令和6年度議長会会計決算及び令和6年度議長会慶弔基金会計決算、令和7年度議長会の負担金について、令和7年度議長会会計予算の議案について、原案のとおり決定をいたしました。その後、次期定期総会開催市の決定及び令和7年度議長会役員の選任についてを協議し、原案のとおり可決・承認をされました。これにより、定期総会の次期開催地については静岡市となっております。

なお、この東海市議会議長会定期総会において、議員25年以上の特別表彰として大西徳三郎議員が授賞されております。

次に、令和7年度中濃十市議会議長会議が5月15日に美濃加茂市において開催され、副議長とともに出席しましたので報告をいたします。

会議は、令和6年度会務報告について、原案のとおり承認され、続いて議案審議に入り、令和6年度会計決算、令和7年度会計予算及び役員の選任について、原案のとおり可決・承認をされました。その後、協議事項である令和7年度行事予定について、原案のとおり承認され、続いて次期開催地決定については、次期開催市を各務原市とすることについて決定されました。

次に、全国市議会議長会の第101回定期総会が5月20日に東京千代田区の東京国際フォーラムにて開催され、出席しましたので報告をいたします。

会議では、一般事務及び令和5年度一般、表彰基金及び職員退職金の各会計決算並びに令和7年度会務会計予算についての説明があり、その後、各委員会の活動報告を受け、全てが承認されました。

次に、議案審議として、部会提出議案27件、会長提出議案5件が提出され、審議が行われましたが、全議案とも原案のとおり可決されました。

最後に役員改選が行われ、部会長、理事、評議員及び各委員会委員が選任されました。

なお、この全国市議会議長会総会において、議員25年以上の議員表彰として大西徳三郎議員が授賞されております。

以上、会議について報告をいたします。

次に、議会だより編集特別委員会の報告をお願いします。

委員長 寺町茂議員。

○議会だより編集特別委員会委員長（寺町 茂君）

おはようございます。

それでは報告をさせていただきます。

議会だより第86号につきましては、5月1日付で発行し、既に市内の各家庭に配付されているところであります。

掲載内容につきましては、3月に開かれました第2回定例会の内容が主なものとなっております。

表紙には、本巣市こどもの権利条例について、議場にて説明する子どもたちの写真を掲載しました。

2ページからは、第2回定例会で議決されました当初予算の内容と主な議案について、刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書、審議結果及び各議員の表決、令和7年度第1回臨時会開かれる、新議長就任の挨拶、議員研修、委員会活動、代表質問、一般質問、議員活動日誌、特集、議会開会のお知らせの順に掲載をいたしました。

今回は、令和7年3月21日、3月28日、4月3日、4月10日の計4回、委員会を開催いたしました。

次回の議会だよりについては、第3回定例会の内容を主なものとして、8月1日に発行予定となっております。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（道下和茂君）

次に、市長より行政報告をお願いします。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、行政報告を申し上げたいと思います。

まず、東海環状自動車道西回りルートにつきましては、皆さん御存じのとおり、山県インターチェンジから本巣インターチェンジ間が令和7年4月6日に開通いたしました。この開通により、本巣市と山県市の往来がこれまで一般道の利用で約30分かかっていたものが約18分になり、山県市方面へのアクセスが劇的に向上しております。

また、中日本高速道路株式会社では、船来山のトンネルの名前を本巣市に配慮し、船来山古墳群トンネルと命名していただき、船来山古墳群のPRにもつながり、大変ありがたく思っております。

道の駅「織部の里もとす」など市内観光施設は例年に比べ観光客は増加傾向にあり、来場者の中には東海環状自動車道を利用した方も多いと聞いております。

残る本巣インターチェンジから大野神戸インターチェンジ間につきましても、本年夏頃の開通予定が示されておりますが、一日でも早い開通を期待するところでございます。

なお、本区間の開通に伴うプレイベントをもとまるパークと本巣パーキングエリアを会場として行う予定で、本巣パーキングエリアから本巣インターチェンジまでのウォーキングも企画しております。時期的に真夏での開催となりますが、イベント参加者及び関係者の体調を考慮し、開催時間を夕暮れとすることや、道路への散水、ミストファンの設置など暑さ対策を万全に計画した上で、市内外から多数の参加者を迎えたいと考えております。

それでは、東海環状自動車西回りルートの整備状況につきまして御報告を申し上げます。

市庁舎からも工事の様子が見えますが、防護柵や舗装工事など仕上げの工事が行われ、標識も設置され、着々と完成が近づいてまいりました。

まず初めに、岐阜国道事務所の工事でございますが、現在本巣パーキングエリア及び本巣インターチェンジ周辺の側道部の安全施設等工事を実施しているところでございまして、今年度中に側道を市に引渡しができる予定と聞いております。

次に、中日本高速道路株式会社の工事でございますが、現在本巣パーキングエリア及び本線道路上の工事として、舗装工事、設備等工事を行い、その他の工事として、橋梁下に調整池、立入り防止柵、側道部を仕上げる整備工事を行っているところでございます。

なお、今後予定されている工事につきまして、中日本高速道路株式会社において引き続き橋梁下の調整池、立入り防止柵、側道部の整備工事を順次発注すると聞いております。

市として、今後は東海環状自動車道の整備効果を十分に発揮できるように、インターチェンジへ

のアクセス道路の整備を県とともに進めるなど、新たな企業誘致や地域活性化に向けた取組を推進してまいりたいと考えております。

次に、災害時における応援協定を2つの事業所と締結いたしましたので、御報告を申し上げます。

初めに、東武トップツアーズ株式会社との間で、災害時における車両の調達、運行及び宿泊施設の確保に関する協定を3月7日に締結いたしました。この協定の締結により、避難情報発令後、大規模災害が発生する前に、避難先に住民が避難する際の移動手段として、車両の調達や運行が確保されるとともに、災害発生後には他自治体等からの応援職員を受け入れる際の宿泊施設、移送のための手段を確保していただけるようになりました。これにより、市内での備えが不足している宿泊施設や移動手段を確保、支援いただけることになり、旅行会社が有するネットワークを最大限に活用した災害対応に期待されるところでございます。

次に、佐川急便株式会社との間で、災害時における支援物資の受入れ及び配送等に関する協定を5月27日に締結いたしました。この協定は、地震等の大規模災害が発生した際に、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として締結するものです。これにより、避難所等への支援物資の配送や物資集積拠点等での荷役作業の実施について支援を受けることができるようになり、各地から届けられる支援物資を滞ることなく被災者に迅速かつ円滑に供給を行うことができるものと期待されるところでございます。

今後も、市民の皆様の安全・安心を確保するために、様々な取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、災害応援協定を締結しております大阪府泉南市と静岡県牧之原市を訪問し、災害応援に関する協議を行ってまいりましたので、御報告を申し上げます。

災害応援協定は、災害発生時において複数の自治体が相互に支援を行い、迅速かつ効果的な災害対応を実現するために重要な役割を果たしています。現在、本巣市では、県外17の市町と災害時の相互応援協定を締結しており、これにより、災害時には人員や物資の支援を受けることが可能となっています。

今回、4月18日に令和5年2月13日に協定を締結しました泉南市の山本優真市長と、5月20日に平成29年1月12日に協定を締結いたしました牧之原市の杉本基久雄市長と災害に関する意見交換を行い、それぞれの市の災害時の被害想定の確認や今後の協力体制について話し合いました。特に、災害時の情報共有や連携の重要性を確認し、今後も顔の見える関係性を大切にし、お互いの信頼関係を構築すること、さらに災害発生時においては、各市が持つリソースを最大限に活用することや、物資の供給についても迅速かつ的確な支援が行えるよう認識を共有してきたところでございます。

今後も、実際の災害発生時において、各市町が持つ特性や強みを生かしながら協力し合える関係を構築できるよう、協定締結自治体間での連携を深め、引き続き市民の安全と安心を守るために、相互で災害対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（道下和茂君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第5号及び日程第5 報告第6号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（道下和茂君）

日程第4、報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例の一部を改正する条例）及び日程第5、報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を一括議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例の一部を改正する条例）でございます。

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月31日、本巢市税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次に、報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）でございます。

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月31日、本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

以上、詳細につきましては市民部長から御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（道下和茂君）

報告第5号及び報告第6号の補足説明を市民部長に求めます。

市民部長。

○市民部長（加納正康君）

それでは、報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例の一部を改正する条例）につきまして補足説明をさせていただきます。

本巢市議会定例会議案の概要1ページを御覧願います。

初めに、改正の趣旨でございますが、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布されたことにより、所要の改正を行ったものでございます。

なお、今回の改正につきましては、個人市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税が主な改正点でございます。

それでは、改正内容につきまして御説明させていただきます。

最初に、①の本則の改正でございます。

ア、第18条関係（公示送達）につきましては、現在、公示事項が記載された書面を市の掲示場に掲示しておりますが、それ以外に市の事務所へ設置した電子機器等の映像面に表示したものを閲覧することができる措置及びインターネットを利用した閲覧を可能とする措置を講ずるため、条文を整備するものでございます。

次に、個人市民税関係ですが、ウ、第34条の2関係（所得控除）につきましては、特定親族特別控除の創設により、控除対象となる大学生世代の子等の所得要件を拡大するとともに、一定の所得を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逓減する仕組みを導入するものでございます。

エ、第36条の2関係（市民税の申告）につきましては、公的年金等受給者が特定親族を有し、特定親族特別控除を受ける場合に、公的年金等支払報告書には記載がなされないため、市民税の控除の申告をする必要があることを追加するものでございます。

オ、第36条の3の2関係（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）、カ、第36条の3の3関係（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）につきましては、特定親族特別控除の創設に伴い、特定親族の記載欄を設けるものでございます。

次に、軽自動車税関係ですが、キ、第82条関係（種別割の税率）につきましては、新たな排ガス規制への対応策として、二輪車の車両区分を見直し、新たに二輪車のもので総排気量125cc以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のものに係る軽自動車税種別割の税率を2,000円とする規定を追加するものでございます。

ク、第89条関係（種別割の減免）につきましては、82条の二輪車の車両区分の見直しにより、減免申請書に新基準の原付バイクに係る最高出力の記載事項を設けるものでございます。

ケ、第90条関係（身体障害者等に対する種別割の減免）につきましては、免許情報記録個人番号カード、通称マイナ免許証の運用開始に伴い、減免申請時において、従来の運転免許証の提示以外にマイナ免許証の提示を可能とするものでございます。

続きまして、②の附則の改正でございます。

固定資産税関係ですが、イ、第10条の3関係（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）につきましては、地方税法附則第15条の9の3第3項の新設により、新築から20年以上経過したマンションの大規模改修工事等を行った者について、減額申請の特例を受けることができる規定を設けるものでございます。

ウ、第10条の4関係（平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）、エ、第10条の5関係（平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）につきましては、適用期間の終了に伴い、条文を削除するものでございます。

オ、第10条の6関係（令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）につきましては、地方税法附則第16条の4の条ずれに伴う改正及び適用期間の2年延

長により条文を整理するものでございます。

次に、たばこ税関係ですが、カ、第16条の2の2関係（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）につきましては、地方税法附則第30条の3の規定の創設により、加熱式たばこに係るたばこ税の課税方式が見直され、加熱式たばこの重量のみに応じて紙巻きたばこの本数に換算する方式に改められたことに伴い、条文を追加するものでございます。

以上、主な改正内容につきまして説明させていただきましたが、その他につきましては引用条項及び項ずれ、字句等の改正でございます。

なお、この改正の施行期日につきましては、それぞれに括弧書きの記載のとおりでございます。

以上、報告第5号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきまして補足説明をさせていただきます。

議案の概要19ページを御覧願います。

1の改正趣旨でございますが、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、国民健康保険税について負担の適正化を図るため、所要の改正を行ったものでございます。

2の改正内容でございます。

(1)の第2条関係でございますが、国民健康保険税の基礎課税額であります医療給付費賦課額に係る課税限度額を現行の「65万円」から1万円増額し、「66万円」に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の「24万円」から2万円増額し、「26万円」に引き上げるものでございます。

(2)の第23条関係（国民健康保険税の減額）では、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得をそれぞれ見直すものでございます。具体的には、同条第2号の5割軽減につきましては、基礎控除額の43万円に加える被保険者に乗ずる額1人につき現行の「29万5,000円」から「30万5,000円」と1万円引き上げ、同条第3号の2割軽減につきましては、基礎控除額の43万円に加える被保険者に乗ずる額1人につき現行の「54万5,000円」から「56万円」と1万5,000円を引き上げるものでございます。

3の適用関係でございますが、施行期日は、令和7年4月1日からでございます。

また、改正後の本条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるところでございます。

以上、報告第6号の補足説明とさせていただきます。

○議長（道下和茂君）

報告第5号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

13番 鰐本規之議員。

○13番（鰐本規之君）

最初の説明の中の概要の中の4ページの中に記載されているところなんですけれども、今現行のところが消されていて、改正案のほう詳しく書いてあるわけでありまして。その中において、不特定多数の者が閲覧できるようにということが記載されている。不特定多数の人が今までは見ることはできなかったのか否か。もしできなかったとするなら、今回なぜ不特定多数の人が見られるようにしたのかということと、もともと不特定多数の人が見えるけれども、今回それを電子化というような形でできるようにするために条例改正をしたとするなら、その施設そのものは今この本巢市に現状としてできているのか否か、お伺いをいたします。

○議長（道下和茂君）

市民部長。

○市民部長（加納正康君）

こちらの公示送達の部分のDX化ということで、こちらは2022年、通常の民事訴訟表の公示送達についてデジタル化のために改正が行われたということで、それに合わせてこちらのほうも改正されたというふうに聞いております。

それから、こちらは原則として公布後の3年以内ということで、現状、本巢市では今こういうような対応はできていないところでございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（道下和茂君）

13番 鰐本議員。

○13番（鰐本規之君）

できていないものを専決処分、専決でよしとするという、3年以内にやりなさいということでありましてけれども、このことについてはもう大分前から審議されて、こういう方向になるだろうということは分かっていたと思うんですね。にもかかわらず、この新庁舎建設において、そのことが閲覧できるような体制ができていないということについては、なぜできなかったのかの説明を求めるとのことと、もう一つ、できもしないものをどうして条例を改正しなければいけないのか、その理由についてお尋ねをいたします。

○議長（道下和茂君）

市民部長に答弁を求めます。

市民部長。

○市民部長（加納正康君）

まず、本庁舎でなぜこのときにできなかったかということでございますけれども、法改正がこの令和7年3月に改正をされたということで、現在、公示送達の部分に関してはまだそういうような情報もなかったということで、そこまでの対応が本庁舎建設時の設計の段階ではできていなかったというふうに考えております。今後体制が整えば、即時体制を整わせて、インターネット等で広く

周知するようにというふうを考えております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（道下和茂君）

13番 鏑本議員。

○13番（鏑本規之君）

私は、単刀直入に言うと、私の表現で言うと、できもしないものをどうして条例改正するんですかと。この条例が出たときによって、市民がこれを見たときに、その者が閲覧できるというふうに解釈をして、この役場に来たときに、その施設も何もできていませんということを言うのかという話になるわけなんです。この文面の中には措置をすることとなっているけれども、措置をするならもう早くする。その計画がまずあるのか否かということと、いつまでにこれができるのかということなんです。だとするなら、こういう条例を出したけれども、本巢市においてはその施設がまだできていないので、何月何日から閲覧できますよということの括弧添えをしてあげないと、市民の人にとって閲覧できると思い込んでしまうんじゃないかという思いをしておるわけです。

それからもう一点、これは国の政策としてなってくるというなら、その施設を造ることについての補助金等々についてはどうなっているのか、お伺いいたします。

○議長（道下和茂君）

鏑本議員、3回目ですので、まだ言いたいことがあるなら、これで3回目ですので。

○13番（鏑本規之君）

それなら否決するぞ。

○議長（道下和茂君）

何。

○13番（鏑本規之君）

否決せなしようがないだろう。

○議長（道下和茂君）

だから、3回行ったから、ほかにまだ言うことがあれば今言ってくださいということや。

○13番（鏑本規之君）

それなら、今大体のことは聞いた。それじゃあもう一つ続けて聞いておきます。

できもしないものをどうして専決処分をしなければいけないのかということなんです。専決処分をして、この結果が出たことによって工事ができるというならいざ知らず、そのことについて今の答弁の中においても情報がなかったというような言い方をされているけれども、一市会議員の私ですらこのことがもうそうなっていますよということは聞いているし、他の市町村においてはもう実行されているところもあると聞いている。だから、おかしいんじゃないんですかと聞いている。以上。

○議長（道下和茂君）

市民部長に答弁を求めます。

○市民部長（加納正康君）

まず、この条例につきましては、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律に基づきまして、こちらに倣って改正させていただいたということで、こちらの公示送達、インターネット等を利用して閲覧することを可能とするということを定めているというところで、施行のほうも地方税法の一部を改正する法律、附則第11条第12号に掲げる規定の施行の日ということで、令和8年6月29日までに公布するという形になっています。その間までに何とか関係課のところと相談しながら、公布できるように、周知できるようにしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○13番（鰐本規之君）

予算については。

○市民部長（加納正康君）

予算については、ちょっと国からの補助がつくとか、そういうところはちょっと今のところは聞いておりません。以上でございます。

○13番（鰐本規之君）

ということは、全額本巢市の一般会計でやるということか。

○議長（道下和茂君）

もうちょっと詳しく説明して。

○市民部長（加納正康君）

すみません。こちらは税の関係の告示の部分の公示になってきますけれども、その他の工事等の部分も関係してきまして、市民部の税のほうの関係では、ちょっとそこまでの情報が来ていないというところでございます。以上でございます。

○議長（道下和茂君）

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第5号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

異議がございますので、起立により採決をいたします。

報告第5号については、委員会付託を省略することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

起立多数でございます。御着席ください。したがって、報告第5号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（道下和茂君）

13番 鏑本規之議員。

○13番（鏑本規之君）

ここに書いてあることが実行されるということについては何ら反対することではないわけであり
ます。けれども、答弁等々においてももう少し的確な答弁をいただかなければいけないと。ここに書
いてあるとおり、条例改正をした後に措置を講じますよというような答弁があれば、もうそれで質
疑応答はなしで済んだはずなんです。それをわけの分からない言い訳をかちやかちや言っておると
いうことについては、何となく裏があるのではないかと勘ぐっても仕方がないという思いをするわ
けであります。

改正前のときにおいて何か不備があつて、そして改正するということでは、これはないであらう
と私は思っている。広くみんなが閲覧できるように、みんなに広く見てもらったほうがいいだろう
ということで不特定多数ということが書かれている。ですので、そのことについて何ら反対する理
由は見当たらないけれども、関係する職員そのものがこのものの改正の趣旨、目的、また内容につ
いて理解していないような答弁においては、到底この内容について賛成することはできないと思っ
ておりますので、議員各位におかれましては、この内容について、この書かれていることが本当に
実行できるのか否かということもよく考えてもらって、条例改正をしたけれども、市民の人たちが
それを閲覧しようとしたときに、今の段階でできませんよということを職員が一遍一遍来た人に説
明をしなければいけないような条例改正においては到底賛成できませんので、議員各位におかれま
してもよろしく審議の上、私の反対のほうに賛成していただくことを切にお願いをしておきます。
終わります。

○議長（道下和茂君）

ただいま反対の発言がありましたが、原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

高田議員。

○11番（高田浩視君）

賛成の立場から答弁に参加させていただきます。

現状は見ることはできないと。この条例改正をしないと準備もできないというふうに僕は理解を
しました。

〔「そんな答弁どこであつたんや」と呼ぶ者あり〕

掲示し、またはということをするものということなので、やっぱりその選択肢をするためにこの
条例の改正を読み取りますと、そうすることによって今後提供していくというふうに僕は理解をし
ましたので、この条例を改正しないと前へ進めない、閲覧することができないというふうな、この
条例改正をしないと、今のまま、現状のままでしかできないというふうにして、これから進めてい
くというふうに理解しましたので、賛成の立場を表明させていただきたいと思います。

○議長（道下和茂君）

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで討論を終わります。

これより報告第5号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

着席ください。起立多数です。したがって、報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（本巣市税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

報告第6号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第6号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第6号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第6号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

全員賛成です。御着席ください。したがって、報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（本巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第6 報告第7号から日程第9 報告第10号まで（上程・説明）

○議長（道下和茂君）

日程第6、報告第7号 令和6年度本巣市一般会計継続費繰越計算書についてから日程第9、報告第10号 令和6年度本巣市水道事業会計事故繰越し繰越計算書についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは提案説明を申し上げます。

まず報告第7号 令和6年度本巢一般会計継続費繰越計算書についてでございます。

令和6年度に設定した本巢市消防署建設事業につきまして、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告させていただくものでございます。

次に、報告第8号 令和6年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

地方自治法第213条の規定により、翌年度に繰越して使用する繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告させていただくものでございます。

次に、報告第9号 令和6年度本巢市企業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

地方自治法第213条の規定により、翌年度に繰越して使用する繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告させていただくものでございます。

次に、報告第10号 令和6年度本巢市水道事業会計事故繰越し繰越計算書についてでございます。

地方公営企業法第26条第2項の規定により、翌年度に繰越して使用する事故繰越額につきまして、同条第3項の規定により報告させていただくものでございます。

以上詳細につきまして、報告第7号及び報告第8号は総務部長から、報告第9号は産業経済部長から、報告第10号は水道環境部長からそれぞれ御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（道下和茂君）

報告第7号及び報告第8号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、報告第7号 令和6年度本巢市一般会計継続費繰越計算書につきまして補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の12ページをお開きいただきたいと思います。

令和6年度一般会計当初予算で継続費の設定をお願いいたしました本巢消防署建設事業につきまして、繰越計算書によりまして翌年度への繰越額を報告させていただくものでございます。

令和6年度の継続費の予算計上額は7億2,308万8,000円でしたが、支出額は6億632万円であり、残額の1億1,676万8,000円を令和7年度に繰り越すものでございます。

なお、繰越額の財源につきましては、表の右側の財源内訳のとおりでございます。

以上、報告第7号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、報告第8号 令和6年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして補足説明をさせていただきます。

議案の14ページをお開き願います。

令和7年3月の令和6年度一般会計補正予算（第9号）におきまして繰越明許費の設定をお願いいたしました、こちらに記載の10事業につきまして、繰越計算書によりまして翌年度への繰越額を報告させていただくものでございます。

いずれの事業につきましても、年度内の完了が困難となり、繰越しをさせていただいたものとなります。

それぞれの事業名の右側に金額の欄がございますが、この金額につきましては、補正予算におきまして、それぞれの繰越額の限度額といたしまして設定をさせていただいた額でございます。

その右側の翌年度繰越額につきましては、実際に令和7年度に繰越しをいたしました額となっております。さらにその右側は繰越額の財源内訳となっております。

今回繰越しをいたしました翌年度繰越額は、合計いたしますと4億4,653万9,000円でございます。

以上、報告第8号の補足説明とさせていただきます。

○議長（道下和茂君）

報告第9号の補足説明を産業経済部長に求めます。

産業経済部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それでは、報告第9号 令和6年度本巣市企業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきまして補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案書の15ページをお開き願います。

本年3月の令和6年度本巣市企業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）におきまして、繰越明許費の設定をお願いいたしました浅木地区の企業用地造成事業につきまして、繰越額及びその財源が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして、繰越明許費繰越計算書を御報告させていただくものでございます。

本事業につきましては、年度内に工事の完了が困難となり、繰越しをさせていただいたものでございます。

16ページをお願いします。

金額の欄の額につきましては、補正予算におきまして繰越しの限度額として設定させていただきました額でございます。

その右側の翌年度繰越額につきましては、実際に令和7年度へ繰越しをいたしました額でございます。まして、限度額として設定した額と同額となっております。

さらに、その右側の繰越額の財源内訳は一般財源でございます。

今回、繰越しをいたしました翌年度繰越額は1億5,426万8,000円でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（道下和茂君）

報告第10号の補足説明を水道環境部長に求めます。

水道環境部長。

○水道環境部長（青木竜治君）

それでは、報告第10号 令和6年度本巢市水道事業会計事故繰越し繰越計算書について補足説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案書の18ページを御覧ください。

1款資本的支出でございますが、1項建設改良費、事業名、配水設備改良工事でございます。

翌年度繰越額については、工事費3,157万円でございます。

なお、財源につきましては記載のとおりでございます。

説明につきましては、水道施設電気工事において、半導体不足による電子部品の入荷に期間を要したことから、年度内の事業完了が困難となったことによるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（道下和茂君）

以上で報告第7号から報告第10号までを報告を終わります。

日程第10 議案第42号（上程・説明・質疑）

○議長（道下和茂君）

日程第10、議案第42号 物品売買契約の締結について（児童生徒用GIGAスクール端末）を議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第42号 物品売買契約の締結について（児童生徒用GIGAスクール端末）でございます。

児童生徒用GIGAスクール端末の購入について売買契約を締結するに当たり、本巢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては総務部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（道下和茂君）

議案第42号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、議案第42号 物品売買契約の締結について（児童生徒用GIGAスクール端末）につきまして補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の19ページをお開きいただきたいと思います。

児童生徒用GIGAスクール端末の購入について売買契約を締結するに当たり、本巢市議会の議

決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の相手方は、教育産業株式会社・株式会社内田洋行共同企業体でございます。

今回購入する端末の概要でございますが、機種はiPad Wi-Fiモデルで、予備機も含めて2,600台でございます。

なお、キーボードやタッチペンといった附属品や管理用ソフトウェアの5年間ライセンスを含んでおります。

機種選定の理由でございますが、前回の令和2年度はWindowsを導入しましたが、このとき整備された端末は、現在故障や破損が増加しており、またバッテリーの経年劣化、起動や動作の重さなども見られたため、最適な端末を更新するに当たり、価格、操作性、バッテリー、重さ、運びやすさ、使えるソフトウェアなど様々な観点から、Windowsやクローム、そしてiPadなどの携帯可能な情報機器向けに提供しているオペレーティングシステムであるiOSの3種類の比較検討を行い、総合的に判断し、iOSが優れている結果となったためでございます。岐阜県内では5団体がクロームブックを、29団体がiPadの今年度中の導入を進めており、本市では岐阜県で最も導入率が高いiPadを選定いたしました。

その理由は、総合的にiOSが優れており、岐阜地区全ての市町はiPadであることから、教師のICTスキルが別の市町に移動しても迷うことなく発揮できること、児童・生徒が転入・転出をしても同じように活用できる環境であること、またiPadは直感的な操作が魅力であり、児童・生徒も教員も扱いやすく、小・中学生の発達段階から考慮し、最も適していると判断したためでございます。

次に、納入場所でございますが、全学校分の機器をひとまず真桑小学校に納入し、その後、各設定を行った後、各学校に配付予定でございます。

契約の方法は随意契約でございます。

随意契約の理由ですが、今回の購入につきましては、昨年12月の一般質問でも答弁させていただいておりますが、文部科学省から事務負担の軽減やスケールメリットによる調達、ランニングコストの低減、共同調達を通じたノウハウ共有による業務改善などの目的から、都道府県を中心とした共同調達を原則とする方針が示され、この方針に基づき、岐阜県においても岐阜県市町村等GIGAスクール端末整備推進協議会が設立され、共同調達を進めてまいりました。国の公立学校情報機器整備事業費補助金により、岐阜県に造成された基金からの補助金を受けるためには、この協議会に参加する必要があるため、この協議会において、昨年12月9日に実施されたプロポーザル方式にて契約の相手方として決定された本契約相手方から端末を調達する必要があるため、随意契約により実施するものでございます。

履行期限は、本年12月26日。

契約金額は、消費税及び地方消費税を含めて1億5,061万1,120円でございます。

なお、タブレット1台当たりの単価は、附属品やソフトウェアの5年間ライセンス等を含め、税

別で5万2,592円。購入する台数は予備費153台も含め、小・中学校合わせて2,600台でございます。

また、議案の概要のつづりの22ページには仮契約書を、24ページには見積書一覧表をつけさせていただいております。

以上、議案第42号の補足説明とさせていただきます。

○議長（道下和茂君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

1 番 吉村議員。

○1 番（吉村知浩君）

運用のめどを聞きたいです。端末の。いつから使えるかという。子どもたちが。

○議長（道下和茂君）

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

今回のほうの端末のほうですけれども、今回のたしか期限としましては9月ぐらいまでになっておりましたので、前回のやつが、それをめどに今回買い換えて、新しく9月、10月ぐらいから運用できるような形で進めていきたいというふうに考えております。

○議長（道下和茂君）

ほかにございませんか。

〔挙手する者あり〕

13番 鰐本議員。

○13 番（鰐本規之君）

3回ということが決まっておりますので、一遍で幾つかを質問しますのでよろしくお願いをいたします。

まず、どうして随契にしなければいけなかったのかの理由。

それから、この機種に決めるということについては、どこでどのように審議をされたのかということ。

それから、提示された金額においては、これはメーカーからの、メーカーというのかな、発注先からの見積りであって、その見積りが本当に正しいのか否かということについての審議はどこでなされたかということ。

それから、前回においても、本巢市の学校はiPadか何か表現はよく分からないけれども、私は全てコンピューターというんだけど、それを取り入れるときからいろいろな質疑応答があって、それで全会一致で物事が決まったわけではない。今回も買い換えるときに故障が多かったどうのこうのということが今報告の中にあっただけども、それは結果論であって、反対をして、もっと

違うメーカーのほうがいいですよという意見があった。これは今ここにはいないけれども、もとの堀部議員が相当にそのことについて質疑応答をしたわけであります。残念ながら、私はそういうことについては疎うございましたので、あまり深くは介入ができなかったけれども、今の報告等々を鑑みると、非常に反省するところが多々あっただろうと思う。その中において、本巢市の中においてそういうことを、これがいいのか悪いのか、どういう形で子どもたちに何を与えたらいいのかというものの質疑が、どこか委員会でも設けられて質疑をやったのか。私の記憶の中には、議会のほうに一つも報告された覚えがない。にもかかわらず、これが決定されてしまったことについての理由についての答弁を求めます。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質疑につきまして、総務部長に答弁を求めます。

○総務部長（村澤 勲君）

すみません。それでは、私のほうからは、まず随意契約の理由、なぜ随意契約にしたかということとで御説明をさせていただきます。

先ほどの補足説明とちょっと重複するところもございますが、今回のこの調達につきましては、国のほうから、先ほども申しましたように、事務負担ですとかスケールメリット、こういったところから県を中心とした共同調達、これをするを原則にするということで通達がございます、それに基づいて岐阜県も県内の市町村が入りました協議会を立ち上げて、ここで、本巢市は i P a d ですが、ほかの機種を選んでいる市町村もあるわけですが、その機種ごとにプロポーザル方式ということで業者を選定しまして、その金額等につきましても、ここでもう金額が決まっていると。この金額も、要はこの i P a d ですと29市町でまとめて発注しておりますから、一市町が単独で発注するよりも恐らくスケールメリットがありますから、多分ですが安く納入できるということでこの金額と、このプロポーザルで選定されました業者ですね、ここでこの29市町が金額契約をするということでもう既に業者もここで決まっておりますし、金額も決まっておりますため、随意契約とさせていただいたというところでございます。以上です。

○議長（道下和茂君）

教育委員会事務局長に答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、議員がおっしゃられました当時の選定したものについては故障のものが多かったとか、今回反省が多いとかというお話をいただいたんですけれども、今回この選定に当たりまして、総務部長がおっしゃられましたとおり、岐阜県を中心として市町村G I G Aスクール端末共同調達の関係の委員会を設置しております。この中には、市単独でやりますとやっぱり専門的な知識を有する者がいないということで、岐阜県をまとめますと、県においてはそういうアドバイザー的な職員がいるということで、かなりその端末を選ぶに当たっても、機種選定をするに当たっても、やはり専門的な知識が有するものですから、非常にいいものが調達できるのではないかなということで、この

協議会に本巢市も加入をしまして、この i P a d というものを決めさせていただいております。

また、この i P a d を選定したという理由も先ほど総務部長がおっしゃられましたし、前回の高橋知子議員の答弁にもさせていただいたとおり、この岐阜地域におきましては全て i P a d を選定しておるということで、やはり教職員が今後使用するに当たっても、異動したときにもすぐ使用できるということもありますし、特に岐阜地区内で子どもが転入・転出したときにも非常にやっぱり慣れている機種だということで使いやすいというものも考えられたことから、本巢市につきましてはこの i P a d のほうで進めたいという思いで選定をさせていただいております。

あと、見積りのほうの関係ですけれども、各市町によって i P a d は、こちらにつきましては基本的には G I G A スクール構想に基づいて i P a d と指定されたものの機種になりますので、全ての市町、同じものになっております。附属品としましてカバーとかキーボード、あとタッチペン等、こちらにつきましても市町によって選定することができますので、こちらにつきましては、市において、例えば高いタッチペンがいいだとか、安いタッチペンがいいだとかというのはそれぞれの市町によって異なるわけなんですけれども、そこら辺につきましても私どもはそういう専門的な者に相談をさせていただきながら、本巢市に合ったものを選定して提案をさせていただいたというものでございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（道下和茂君）

鏑本議員。

○13番（鏑本規之君）

よく分かっていなかった。質問の仕方が悪かったと思っておりますけれども、このことについては予算委員会の中でも審議をお願いしたいと思っておりますので、結構であります。

ただ1点、答弁の中で確かめたいことがありますので聞きます。

国からは、県全体で買いなさいという指定の中で補助金が出るというような説明であったけれども、その中において、この岐阜県の中においては市町村全てのところがこの契約をなされているのか、改めて伺いをいたします。

○議長（道下和茂君）

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

失礼します。このプロポーザルにおいて手を挙げている市町はないところもあります。基本的には大きい岐阜市、各務原市、大垣市などは単独でやられることがありますけれども、やはりそういうところにつきまして専門的なアドバイザー的なものがあるということもございまして、基本的には、また5年ぐらいたっていないところにつきましては手を挙げていないところもあります。

本巢市におきましては、この年度が切れるということで今回このプロポーザルのほうに参加をさせていただいて、選定をしていただいたということでございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（道下和茂君）

13番 鏑本議員。

○13番（鏑本規之君）

本議会の中で嫌みを言う形になるけれども、審議会に入ったから予算がもらえるよというなら、審議会に入らんとくらは補助金をもらえないというふうに解釈されちゃうんですね。もっと言い方を変えれば、上から言われたから、もう仕方ないからこれにしますよというなら、質疑応答をする必要はないんですよ。勝手にやっておれなんです。だから採決も要らないということなの。そうじゃないだろうというから議案として出てきてやっているんじゃないんですか。この随意契約もあくまでも仮契約なんです。議会で反対をしちゃったら通らないんですよ。なら、もう少し丁寧にこういうことをしますよ、こういうものを買いたいですよと。これこれこういうふうでこうしましたよというようなことの細かい説明があつて、そして議会の中の大半がそれならこれでいいじゃないですか、その方向に向かったらどうですかという意見をいただいてから随契にするなり、何々委員会に入って行って、その方向でみんなで購入したほうが安くなるというような形を取っていけばいいのに、どうも答弁等々から見たときにおいては、もう何も審議する必要ないですよ、委員会で決まったことですよ、補助金が欲しいからこうですよ、生徒のことは何も考えていませんよというようなふうに取れて仕方がないので、こんどきそのことについても予算決算委員会の委員長にお願いしておきますけれども、しっかりと審議をしていただくことを切にお願いをしておきます。終わり。答弁は結構です。

○議長（道下和茂君）

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第42号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

異議がありますので、起立により採決をいたします。議案第42号について、委員会付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立多数でございます。着席ください。したがって、議案第42号は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

日程第11 議案第43号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（道下和茂君）

日程第11、議案第43号 根尾東辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。
市長に提案理由と説明を求めます。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第43号 根尾東辺地に係る総合整備計画の変更についてでございます。

根尾東辺地に係る総合整備計画について、辺地対策事業債の予定額を変更する必要が生じたため、計画の変更について議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては企画部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（道下和茂君）

議案第43号の補足説明を企画部長に求めます。

企画部長。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、議案第43号 根尾東辺地に係る総合整備計画の変更につきまして補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の21ページと議案の概要の26ページをそれぞれお願いしたいと思います。

根尾東辺地計画につきましては、令和6年3月の議会定例会におきまして当初計画の議決をいただきました。計画期間が令和6年度から令和10年度までの5か年の計画でございます。

今回の変更につきましては、辺地対策事業債予定額の変更が生じたことから、計画の変更を行うものでございます。

変更の内容につきましては、議案の概要の26ページを御覧いただければと思いますが、ここは変更に対する参考資料としまして新旧対照表となっております。

区分3の公共的施設の整備計画で、市道の変更としまして、市道根尾32号線、西小鹿橋修繕事業の特定財源としておりました道路メンテナンス事業費補助金が減額となりましたことから、振替財源といたしまして、交付税再入率80%の交付税措置がございます辺地対策事業債を増額いたしまして事業を行うものでございます。

一方、林道の変更につきましては、特定財源としておりました県補助金が減額となりましたことから、事業費、辺地対策事業債の予定額とともに見直しをいたしまして、事業を進めるものでございます。

以上、議案第43号の補足説明とさせていただきます。

○議長（道下和茂君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第43号については、委員会付託を省略したい

と思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第43号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第43号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

賛成多数でございます。御着席ください。したがって、議案第43号 根尾東辺地に係る総合整備計画の変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第12 議案第44号（上程・説明・質疑・委員会付託）

○議長（道下和茂君）

続きまして、日程第12、議案第44号 令和7年度本巣市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第44号 令和7年度本巣市一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,467万5,000円を追加するものでございます。

歳入の主なものといたしましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及びデジタル活用推進事業債の新規計上、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金及び緊急防災・減災事業債の増額でございます。

また、歳出の主なものといたしましては、定額減税補足給付金給付事業、災害対策車両導入事業及び次世代型校務支援システム整備事業の新規計上でございます。

詳細につきましては副市長より御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（道下和茂君）

議案第44号の補足説明を副市長に求めます。

副市長。

○副市長（谷口博文君）

それでは、議案第44号 令和7年度本巣市一般会計補正予算（第1号）につきまして補足説明を

させていただきます。

恐れ入りますが、議案のつづりの21ページの次のページにございます一般会計補正予算書（第1号）の1ページをお開き願います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ9,467万5,000円を追加し、総額を203億4,467万5,000円とするものでございます。

次に、5ページをお開き願います。

第2表といたしまして、債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

追加をお願いする事項といたしましては、次世代型校務支援システム整備事業でございます。

現在使用している校務支援システムを圏域での共同調達により次世代型校務支援システムへ移行することに伴う整備費で、限度額189万9,000円の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして、6ページを御覧ください。

第3表といたしまして、地方債の補正をお願いするものでございます。

上段の消防債につきましては、多目的車両「MARU MOBI」の購入経費に対するコミュニティ助成事業が不採択となったこと及びJアラート受信機の更新事業に対する財源として、緊急防災・減災事業債1,420万円の増額でございます。

その下の教育債につきましては、学校ICT機器整備事業に伴う指導者用タブレット端末及び大型液晶ディスプレイ等の導入経費に対するデジタル活用推進事業債の新規計上による3,590万円の増額でございます。

その下の辺地債につきましては、橋梁点検修繕事業に対する道路メンテナンス事業費補助金が減額となったことから、財源を辺地債に変更することによる800万円の増額でございます。

7ページを御覧ください。

過疎債でございますが、辺地債同様、橋梁点検修繕事業に対する道路メンテナンス事業費補助金の減額に伴う財源の変更による900万円の増額でございます。

続きまして、10ページを御覧ください。

歳入の事項別明細書でございますが、国庫支出金、国庫補助金、2目民生費国庫補助金81万4,000円につきましては、生活扶助基準見直し等に伴うシステム改修費に対する補助金の増額でございます。

その下、4目土木費国庫補助金1,695万3,000円の減額につきましては、橋梁点検修繕事業に対する道路メンテナンス事業費補助金の減額でございます。

その下、5目教育費国庫補助金196万7,000円につきましては、GIGAスクール構想支援体制整備事業に伴う次世代型校務支援システム整備費に対する補助金の増額でございます。

その下、7目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億1,071万1,000円につきましては、定額減税補足給付金給付事業不足額給付分に対する補助金の新規計上でございます。

中段の国庫支出金、委託金、4目土木費委託金につきましては、木曽川上流河川事務所との委託

契約による根尾川山口ひ管の管理業務に対する委託金の新規計上でございます。

下段の県支出金、県補助金、4目農林水産業費県補助金281万6,000円の減額につきましては、地球温暖化等の適応に必要な設備の導入等に対する支援として、元気な農業産地構造改革支援事業費補助金273万円の増額、他の補助事業での事業採択を受けたことによる補助金の変更に伴うスマート農業技術導入支援事業費補助金554万6,000円の減額でございます。

11ページを御覧ください。

県支出金、委託金、1目総務費委託金57万1,000円につきましては、指導員及び調査員の報酬単価の増等に伴う国勢調査委託金の増でございます。

その下、4目教育費委託金12万3,000円につきましては、弾正小学校のふるさと魅力体験事業に対するふるさと魅力体験事業委託金の新規計上でございます。

繰入金、基金繰入金、1目財政調整基金繰入金6,000万円の減額につきましては、財源調整によるものでございます。

諸収入、雑入、7目雑入719万8,000円の減額につきましては、多目的車両「MARU MOB I」の導入経費に対する助成金の不採択によるコミュニティ助成金1,000万円の減額、退職消防団員に対する消防団員退職報償金280万2,000円の増額でございます。

市債につきましては、地方債の補正のところで説明させていただきましたので、省略させていただきます。

次に、13ページを御覧ください。

歳出の事項別明細書でございます。

まず、議会費をはじめといたしまして、各項目に計上しております職員給与費等につきましては、本年4月1日付の人事異動等に伴う会計年度任用職員を含めました一般職員に係る給料、職員手当等共済費及び旅費の補正でございまして、予算書の25ページ以降に給与費明細書といたしまして集計したものがございますので、改めて御覧いただければと思います。

それでは、給与費以外の主な補正につきまして御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案の概要のつづりの26ページの次のページにございます補正予算の概要の2ページを御覧願います。

総務費、一般管理費1,172万7,000円の減額につきましては、多目的車両「MARU MOB I」の導入事業に対する助成金の不採択により、総務費から消防費へ予算科目を変更することに伴う皆減でございます。

5つ下、基幹統計調査費57万1,000円につきましては、国勢調査に係る指導員及び調査員の報酬単価の増等によるものでございます。

民生費、社会福祉費193万5,000円につきましては、市職員を社会福祉協議会へ派遣したことに伴う社会福祉協議会補助金の増額でございます。

4つ下、障害者福祉費22万円につきましては、手話、筆談マークの作成に伴う増額でございます。後期高齢者医療費130万円につきましては、後期高齢者医療特別会計繰出金の増額でございます。

3 ページを御覧ください。

一番上の低所得者支援及び定額減税補足給付金給付費 1 億1,071万1,000円につきましては、令和 6 年度に実施いたしました定額減税補足給付金につきまして、令和 6 年分の所得税の確定等に伴い、不足を生じた方を対象に不足額給付を行うための関係予算でございます。

5 つ下、生活保護総務費162万8,000円につきましては、生活保護基準見直し及び被保護者調査の項目変更に伴い、必要となるシステム改修委託料でございます。

中段の農林水産業費、農業振興費334万6,000円の減額につきましては、歳入でも説明させていただきました地球温暖化等適応支援として、元気な農業産地構造改革支援事業費補助金232万7,000円の増額、他の補助事業等の実施に伴うスマート農業技術導入支援事業費補助金567万3,000円の減額でございます。

2 つ下、林道費500万円につきましては、2 月の大雪の影響による倒木及び崩土除去費用の増に伴う崩土除去委託料の増額でございます。

4 ページを御覧ください。

消防費、非常備消防費280万2,000円につきましては、歳入でも説明させていただきました退職消防団員 9 名分に係る退職報償金でございます。

その下、災害対策費1,467万3,000円につきましては、コミュニティ助成金の不採択に伴い、総務費からの予算科目変更による災害対策車両導入に伴う予算及び J アラート受信機更新に伴う工事費でございます。

教育費、事務局費684万6,000円につきましては、次世代型校務支援システムへ移行するための整備に伴うシステム導入委託料の新規計上及び子どもに関する様々な問題をワンストップで受け付ける電話相談窓口開設に伴う印刷製本費及び通信運搬費の増額でございます。

2 つ下の小学校費1,610万1,000円につきましては、本巣小学校のトイレの排水管の老朽化による改修工事に係る設計監理委託料及び工事費、弾正小学校がふるさと教育の一環として県有施設の見学等を行うふるさと魅力体験事業の実施に伴う関係予算でございます。

5 ページを御覧ください。

予備費467万2,000円につきましては、財源調整によるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（道下和茂君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

高田議員。

○11番（高田浩視君）

すみません、1 点だけ。予算決算委員会に付託されるということなんですけれども、ちょっと 1 点だけ確認をしておきたい。

まず、歳入のほうの国庫補助金の道路メンテナンス事業補助金の減額についてもう少し説明をいただきたいと思うんですけど、お願いできますでしょうか。

○議長（道下和茂君）

それでは、都市建設部長。

○都市建設部長（高橋君治君）

道路メンテナンス事業費といいまして、橋梁修繕費でございますが、国のほうに要望しております額に対しまして、補助率が内示いただきました金額がおよそ25%となっております。その影響で採択率が下がったものでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（道下和茂君）

高田議員。

○11番（高田浩視君）

それ以上の説明はいただけないということで理解、それ以上の説明は、採択されなかったかという……。

○議長（道下和茂君）

都市建設部長。

○都市建設部長（高橋君治君）

岐阜県全体的に、その事業につきましては同じような採択率となっております。

〔挙手する者あり〕

○議長（道下和茂君）

高田議員、3 遍目です。

○11番（高田浩視君）

すみません。国としては、この補助金、この事業としては減っていないというふうに理解をしているんですけど、国全体としては予算は減っていないというふうに理解しているんですけど、岐阜県としては予算が減っているという理解でいいですか。

○議長（道下和茂君）

都市建設部長。

○都市建設部長（高橋君治君）

予算につきまして必要な事業量が非常に多うございまして、各市町村で非常にメンテナンスの必要額が大きくなっておりますので、全体予算として減らなくとも、必要な予算、全部交付できない量の事業量になっているということでございます。

○議長（道下和茂君）

ほかにございませんか。

〔挙手する者あり〕

13番 鰐本議員。

○13番（鰐本規之君）

私はあまり予算書等々のことは詳しくないので聞くんですけども、先ほど随契をした1億5,000万円の予算は今補正予算の中に組み込まれているのか、また1億5,000万円のその予算は当初予算に組み込まれていたのか、お伺いをいたします。

○議長（道下和茂君）

副市長。

○副市長（谷口博文君）

先ほどのタブレット端末につきましては、当初予算のほうで計上されておりますので、今予算には計上されておられません。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（道下和茂君）

鰐本議員。

○13番（鰐本規之君）

当初予算の中に組み込まれているということですね。ということは、当初予算の中で当然組まれているから、文教福祉でいろいろな質疑応答があったというふうで解釈していいわけですね。答弁は要らないよ。

今回、またその事業についての補助金が国のほうからか、県のほうから出てくるということが予算に載っておりますので、このことについてはまた予算決算委員会で審議をすればいいかなあと考えておりますけれども、私は文教福祉に入っていませんでしたので気がつきませんでしたので、御無礼をいたしました。終わり。答弁も何も結構です。

○議長（道下和茂君）

それでは、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第44号については、予算決算委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第44号は予算決算委員会に付託することに決定しました。

日程第13 議案第45号（上程・説明・質疑・委員会付託）

○議長（道下和茂君）

日程第13、議案第45号 令和7年度本巣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第45号 令和7年度本巣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

す。

歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ130万円を追加するものでございます。

歳入といたしましては、一般会計繰入金を増額でございます。

また、歳出といたしましては、資格確認書の発送に伴う通信運搬費を増額でございます。

詳細につきましては市民部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（道下和茂君）

それでは、議案第45号の補足説明を市民部長に求めます。

市民部長。

○市民部長（加納正康君）

それでは、議案第45号 令和7年度本巣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

補正予算書につきましては、議案のつづりの一般会計補正予算書の次にございます1ページを御覧ください。

第1条でございますが、補正額につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,830万円とするものでございます。

それでは、詳細につきまして事項別明細書にて説明をさせていただきますので、6ページを御覧ください。

初めに、歳入でございます。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金につきましては、事務費繰入金として130万円を増額するものでございます。

次に、歳出でございます。

7ページを御覧ください。

1款総務費、1項1目一般管理費の130万円の増額につきましては、令和6年12月2日に被保険者証の新規発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しましたが、本年8月の年次更新までの間の暫定的な運用として、マイナ保険証の保有状況に関わらず、新規加入者の方などについて資格確認書を交付していたところですが、国において令和8年8月の年次更新まで暫定的な運用をもう一年継続することとされたため、全ての被保険者の方に資格確認書を交付するための郵送代として通信運搬費を計上するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（道下和茂君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第45号については、予算決算委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第45号は予算決算委員会に付託することに決定しました。

日程第14 議員派遣について

○議長（道下和茂君）

日程第14、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、会議規則第162条の規定により議員を派遣したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

散会の宣告

○議長（道下和茂君）

以上で本日の日程は全て終了しました。

6月12日木曜日午前9時から本会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれにて散会をいたします。お疲れさまでございました。

午前11時02分 散会

